

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事が行った決定は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

1 審査請求人は、平成30年11月15日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「宮城県知事村井嘉浩宛てに送付された平成〇〇年〇〇月〇〇日付け「〇〇通知書」及びその封皮（封筒）並びにその処理過程で作成し、若しくは取得した一切の行政文書」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関は、条例第6条第1項の規定により、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件開示請求に係る行政文書が存在しない理由を次のとおり付して、平成30年11月29日付け県情文第37号で審査請求人に通知した。

知事部局内において当該文書を保有している課室等がないため。

3 審査請求人は、平成31年2月25日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、本件行政文書開示請求事案を宮城県警察本部長に移送する旨の裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び審査請求人が引用した宮城県個人情報保護審査会宛ての平成31年4月23日付け「意見書」の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 「〇〇通知書」の名宛人及び法的性質並びにそれが宮城県警察本部長の管理下に入るまでの事実経過等に照らせば、実施機関は事案を移送すべきであった。

(2) 本件〇〇通知書等が、実施機関に到達し、実施機関がこれを受領したこと、

また、実施機関がこれを開封し、さらに被閲したことは自明であるが、この時点で、実施機関は少なくとも一旦は本件〇〇通知書等を「取得」しており、加えて、行政機関における公文書の接受及び管理に係る実務の実情に照らすと、実施機関において、本件〇〇通知書及びその封皮に受付日付印を押捺し、また公文書の接受の状況を記録する簿冊へ登載するなど、所要の事務処理を了しているものと推認されるところ、そうだとすれば、実施機関が本件開示請求の対象である本件〇〇通知書等及びそれについて作成し、若しくは取得した一切の行政文書に記録された保有個人情報の全体を「そもそも保有していない」とは到底いい得ないこと。

(3) 実施機関のいう「配布」について、一般的には、複数の対象に対し、それぞれ配って渡すことを表現する用語であり、ここでは、原本そのものは保持しつつ、その副本又は写しを配ることが当然に含意されている（この点、原本そのものを移転する「回付」又は「回送」とは異なる）から、用語の厳密な定義と、公用文の表記に通じている地方公共団体の職員が敢えて配布という語を用いたことに照らすと、実施機関において本件〇〇通知書等を何らかの形で保持しているのではないかと疑うに足りる相当の理由があること。

(4) 実施機関は、移送の協議の対象となるのは、開示請求の対象個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときなどである旨主張するが、実施機関は、情報公開条例による事案ではあるが、審査請求人がした別件の開示請求について宮城県教育委員会に事案を移送しており、実施機関の主張と整合しない事例があること。

なにゆえ、一方においてはたやすく事案の移送をし、他方においては頑なにこれを拒むのか、全く理解に苦しむところである。実施機関は、この点につき合理的な説明をすべきであろう。

(5) 仮に、上記(2)ないし(4)が排斥されたとしても、実施機関が、一旦は本件〇〇通知書等を受領した後にこれを配布したという経緯に照らせば、条例にいう「その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」との要件に該当していること。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容を総合すると、おおむね以下のとおりである。

- 1 実施機関は、審査請求人からの本件開示請求を受け、宮城県知事宛てに送付された「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け『〇〇通知書』を保有する課室等がないか宮城県警察本部以外に対し照会したが、当該文書を保有している課室等はなかった。
- 2 したがって、実施機関としては知事部局内において開示請求の対象となる行政

文書を保有している課室等はないことから行政文書不存在決定を行った。

- 3 なお、実施機関は、別途審査請求人が開示請求した個人情報開示請求（以下「個人情報開示請求」という。）に係る調査の過程で、審査請求人が宮城県知事宛てに提出した「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け『〇〇通知書』」が、宮城県の文書窓口から宮城県警察本部に配布されたことは把握していた。
- 4 条例第12条の2第1項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。（以下省略）」と規定しており、その趣旨は、開示請求を受けた実施機関が保有している行政文書が他の実施機関から提供されたものであるときなどに当該他の実施機関と協議の上、事案の移送ができるということであって、開示請求を受けた実施機関が開示請求の対象である行政文書をそもそも保有していない場合には、移送の協議の対象にはならないものである。
- 5 このため、実施機関は、個人情報開示請求の内容【審査請求人が宮城県知事村井嘉浩宛てに提出した平成〇〇年〇〇月〇〇日付け「〇〇通知書」（添付書類含む）及びそれについて作成し、若しくは取得した一切の行政文書に記録された保有個人情報の全体】も踏まえ、審査請求人が求める行政文書を保有しているのは宮城県警察本部長である旨情報提供する案内文書及び宮城県警察本部長宛ての個人情報開示請求書様式等を同封したものである。
- 6 以上のとおり、実施機関が行った本件処分は条例の規定に基づいた適正・妥当なものであり、宮城県警察本部長宛てに開示請求するよう情報提供している点でも問題はない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件対象文書について

本件審査請求に係る行政文書は、宮城県知事村井嘉浩宛てに送付された平成〇〇年〇〇月〇〇日付け「〇〇通知書」及びその封皮（封筒）並びにその処理過程で作成し、若しくは取得した一切の文書（以下「本件対象文書」という。）である。

3 本件対象文書の不存在について

(1) 宮城県警察本部が受領すべき文書に係る取扱いについて

当審査会において、知事の統括する組織のうち、行政組織規則（昭和35年宮城県規則第76号）第3条に規定する本庁（以下、単に「本庁」という。）に送達された文書の收受及び配布についての取扱いを調査したところ、文書規程（昭和43年宮城県訓令甲第4号）により処理していることが確認できた。同規程第10条第2項では、「封皮のあて名のみによっては主務課を特定できないもの（親展文書及び小包を除く。）については、県政情報・文書課において開封し、文書の余白に收受印を押した上、主務課に配布するものとする。」とされており、県政情報・文書課で文書を保有することになっていない。

また、そもそも同規程は、本庁及び同規則第4条に規定する地方機関に適用されるものであり、これらにあたらぬ宮城県警察本部が受領すべき文書には適用されず、他にこれについての取扱いを規定したものも存在しない。

(2) 本件対象文書の不存在について

審査請求人は第3の2（2）に記載のとおり主張しているが、実施機関の説明によれば、宮城県警察本部が受領すべき文書を本庁で受領した場合は、実施機関において写しを取ったり、記録をとどめることをせずに宮城県警察本部に原本をそのまま配布しており、本件〇〇通知書（添付書類を含む。）についてもこの処理を行ったため、本件対象文書は保有していないとのことであった。当審査会においても本件対象文書の処理状況について（1）を踏まえ確認したが、実施機関の説明を覆すに足る事情は認められない。

なお、審査請求人は、第3の2（3）に記載のとおり、配布について、原本そのものは保持しつつ、その副本又は写しを配ることが当然に含意されていると主張しているが、実施機関に確認したところ、上記のとおり原本をそのまま配る取扱いとしており、審査請求人の主張を採用することはできない。

また、審査請求人は、第3の2（4）に記載のとおり事案の移送について主張しているが、条例第12の2第1項に基づく事案の移送は、開示請求を受けた実施機関が開示請求の対象となる行政文書を保有している場合に行われるものであるから、実施機関が本件対象文書を保有していない本件開示請求においては、移送を行うことはできず、審査請求人の主張に理由はない。

なお、実施機関は、開示請求先についての案内も行っており、適切な情報提供が行われている。

(3) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められないことから、本件処分は妥当であると判断した。

第6 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|--------------------------|--------------------|
| 平成31年3月26日 | ○ 諮問を受けた。(諮問第230号) |
| 令和元年10月28日 (第396回審査会) | ○ 事案の審議を行った。 |
| 令和元年11月18日 (第397回審査会) | ○ 事案の審議を行った。 |
| 令和元年12月23日 (第398回審査会) | ○ 事案の審議を行った。 |
| 令和2年1月29日 (第399回審査会) | ○ 事案の審議を行った。 |
| 令和2年2月27日 (第400回審査会) | ○ 事案の審議を行った。 |

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和2年3月31日現在）

| 氏名 | 区分 | 備考 |
|-------|---|---------|
| 青木ユカリ | 特定非営利活動法人 せんだい・みやぎNPOセンター 常務理事兼事務局長 | |
| 蘆立順美 | 東北大学大学院法学研究科教授 | 会長職務代理者 |
| 板明果 | 宮城大学事業構想学群講師 | |
| 十河弘 | 弁護士 | 会長 |
| 松尾大 | 弁護士 | |